

# 3 安心・安全な暮らしづくり

## (3) がん検診受診率の向上に向けた取組

### 国への提案事項

#### 1 がん検診の実施主体の法的明確化

- 効果的・効率的な受診勧奨を行うため、特定健康診査と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。

#### 2 データ収集の仕組みの構築

- 職域におけるがん検診について、対象者数、受診者数等の把握や検診の精度管理ができるよう、各保険者・事業主や各検診機関で統一したデータフォーマットを用いるなど、必要なデータ収集が可能な仕組みを構築すること。

【提案先省庁：厚生労働省】

### 3 安心・安全な暮らしづくり

#### (3) がん検診受診率の向上に向けた取組

#### 広島県の取組

- 全国健康保険協会と連携し、職域におけるがん検診の受診勧奨を実施
- 市町の受診勧奨を支援（効果的な勧奨手法等の研修実施、協会けんぽ被扶養者に受診勧奨する体制の整備 等）



#### 現状

- がん検診受診率の低迷（R元 国民生活基礎調査）

|     | 胃     | 肺     | 大腸    | 子宮    | 乳     |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 広島県 | 41.3% | 45.9% | 41.0% | 43.6% | 43.9% |
| 全国  | 42.4% | 49.4% | 44.2% | 43.7% | 47.4% |

#### 課題

- がん検診は、健康増進法で市町が実施に努めることとされているが、実際には多くの医療保険者が任意に検診を実施しており、実施主体や検診対象者の範囲等が明確になっていない。
- 職域におけるがん検診については、対象者数等のデータを定期的に把握する仕組みがなく、効果的な受診勧奨・再勧奨を阻害する大きな要因となっている。

#### 目標

5つのがん検診受診率 50%以上(R4)